

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について（周知）

今般、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについて、令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&Aが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年1月31日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
各指定都市教育委員会学校教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
特別支援教育課
総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について（周知）

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校等の入学者選抜を含む。以下同じ。）にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した試験の実施については、「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について」（令和3年12月28日付け3文科初第1757号）等において、各実施者の判断により、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」の別添「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じた形で、受検機会の確保の徹底や試験場の衛生管理体制等の構築等について、特段のご配慮をお願いしていたところです。

今般、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについて、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」が更新されましたので、お知らせいたします。

特に、濃厚接触者の受験の取扱いとして、Q63及びQ64を追加しているため、ご確認いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専

修学校を含む。以下同じ。) 及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】

○令和 4 年度大学入学者選抜実施要項

https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_daigakuc02-000005144_1_1.pdf

○新型コロナウイルス感染症に対応した令和 4 年度高等学校入学者選抜等の実施について（通知）（令和 3 年 12 月 28 日付け 3 文科初第 1757 号）

https://www.mext.go.jp/content/20211228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育
振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp